

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

近畿（兵庫）厚生年金 事案 15104

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月11日は15万円、同年12月22日は20万円、16年8月11日は17万8,000円、同年12月22日は22万円及び17年12月22日は24万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年8月11日
② 平成15年12月22日
③ 平成16年8月11日
④ 平成16年12月22日
⑤ 平成17年12月22日

A社に勤務した期間のうち、申立期間において賞与の支払があり、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録によると、当該期間の賞与の記録が無いので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人に、申立期間の賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した。当該賞与額及び保険料控除額は、同僚とほぼ同額である。」と回答している。

また、B県C市から提出された申立人に係る平成16年度（平成15年所得分）、17年度（平成16年所得分）及び18年度（平成17年所得分）の給与支払報告書により確認できる社会保険料額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に係る社会保険料の合計額を上回っている。

さらに、同僚から提出された申立期間に係る賞与支払明細書により、当該期間に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていることが

確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の同僚から提出された賞与支払明細書及び前述の給与支払報告書から推認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年8月11日は15万円、同年12月22日は20万円、16年8月11日は17万8,000円、同年12月22日は22万円及び17年12月22日は24万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 15105

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和56年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月31日から同年8月1日まで
人事異動により、A社からC社に転籍した時期である申立期間が厚生年金保険の空白期間となっている。

当該期間も継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、A社及びC社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人同様、昭和56年7月31日にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年8月1日にC社で同資格を取得している同僚から提出された給与明細書を見ると、同年7月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料等が無いため不明と回答しているが、事業

主が資格喪失日を昭和 56 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（滋賀）厚生年金 事案 15106

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月20日は20万円、同年12月12日は35万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月12日

年金事務所の記録では、申立期間にA社から支給された賞与の記録が無いが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時のA社の社会保険事務担当者から提出された当該期間の賞与に係る支給額及び厚生年金保険料が記載された資料（以下「賞与資料」という。）並びに複数の従業員から提出された当該期間に係る賞与明細書から判断すると、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、前述の事務担当者から提出された賞与資料において確認できる厚生年金保険料額から、20万円とすることが妥当である。

申立期間②について、前述の事務担当者から提出された賞与資料及び複数の従業員から提出された当該期間に係る賞与明細書から判断すると、申立人に対する平成15年冬季賞与は35万円であり、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、申立人の銀行口座の預金元帳によ

り、A社が破産宣告を受けた後の平成17年10月3日に、破産管財人から振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

また、前述の振込額は、破産管財人が保管していた資料により、A社が破産したことによる申立人に係る労働債権の額と一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については、申立期間②に支給されるものであったことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、前述の事務担当者から提出された賞与資料において確認できる厚生年金保険料控除額から、35万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 20 日

年金事務所の記録では、申立期間にA社から支給された賞与の記録が無いが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の社会保険事務担当者から提出された賞与に係る支給額及び厚生年金保険料が記載された資料（以下「賞与資料」という。）並びに複数の従業員から提出された申立期間に係る賞与明細書から判断すると、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の事務担当者から提出された賞与資料において確認できる厚生年金保険料額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る資料は保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から46年9月まで

私は、A県B町（現在は、A県C町）役場において、正規職員として採用されるまでの昭和45年4月から46年9月までの期間、臨時職員として勤務していた。

昭和45年7月頃、B町D業務課の職員に国民年金の加入を勧められたので、私が加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、母親が地区の集金人（E氏）に納付してくれていた。

申立期間が国民年金の未加入期間とされ、保険料納付済期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月1日に同番号制度が導入された際、F共済組合員として同日付けで付番されており、当該基礎年金番号で管理されている年金記録によると、申立期間に係る国民年金被保険者資格を取得した履歴は確認できないことから、当該期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により、各種の氏名検索を行ったほか、B町における当該期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の視認による縦覧調査を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、C町は、「申立期間当時のD業務課の職員は、既に退職しており、当時の国民年金の加入勧奨等の状況については、確認できる関係資料が無いため不明である。」旨回答しており、申立人の主張を裏付ける回答は得られな

った。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人は、「私の保険料を納付していた母親は亡くなり、申立期間当時、同居していた父親は病気療養中であり、地区の集金人は高齢のため、私の保険料の納付に関する証言はできない。」旨陳述していることから、当該期間の保険料納付に係る状況は不明である。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（和歌山）厚生年金 事案 15108

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 21 日から 40 年 2 月 20 日まで
年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いと回答を受けた。同社には、昭和 39 年 3 月 21 日から 40 年 2 月 20 日までの期間勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。また、当該期間直後に勤務した事業所の事務担当者は、私がA社の厚生年金保険被保険者証や健康保険証を所持していたことを証明すると言ってくれていることから、当該期間について、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 3 月 21 日から 40 年 2 月 20 日までの期間、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、A社は平成 16 年 10 月 * 日に解散している上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間に被保険者記録がある元従業員のうち、連絡先が判明した 44 人に照会を行い、19 人から回答を得たが、申立人が当該期間において、同社に勤務していたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、申立人は、「A社に入社当初、アルバイトと思っていたが厚生年金保険に加入し、保険料が控除されていた。また、同社に入社後、B県C区にあった同社の寮に2、3か月住んでいた。」と陳述しているところ、前述の回答があった元従業員のうち、当時経理総務を担当していた3人は、「申立期間当時、正社員は厚生年金保険に加入させていたが、アルバイト、パートタイマーや短期間雇用者は同保険や健康保険に加入させていなかった。厚生年金保険に

加入していない従業員の給与から保険料を控除することはない。」と回答し、元役員及び当時A社の寮に住んでいたと回答のあった4人は、「A社の寮は、申立期間当時、県内のD区内にあった2か所のみであり、当該寮には申立人は住んでいなかった。」と陳述している。

加えて、申立人がE業務の先輩であり自身より3年早く入社したと記憶する元同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、A社に係る被保険者名簿により、申立期間よりも約2年半後の昭和42年9月1日であることが確認できる上、このほかに申立人が名前を挙げた元同僚については被保険者記録を確認することができない。

また、申立人は、「私が申立期間直後に勤務したF社の当時の事務担当者は、私がA社の厚生年金保険被保険者証や健康保険証を所持していたことを証明すると言ってくれている。」と陳述しているところ、当該事務担当者は、「申立人がA社に勤務していたかどうかは分からない。申立人と厚生年金保険のことについて話をした記憶は無く、証明をすると言った覚えも無い。」と陳述している。

さらに、A社に係る被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号に欠番は無く、不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。